

桃生ワンコインタクシーの運行形態の変更に伴う運賃設定について

協議事項 3

桃生地区内限定定額タクシー「桃生ワンコインタクシー」について、更なる利便性の向上を図るため、乗合運行に変更することに伴い運賃の設定を行う。

根拠法令 道路運送法第4条（一般乗合旅客自動車運送事業）

運行主体 桃生地区住民バス運行協議会

運行事業者 株式会社 桃生交通

運行概要 次ページを参照

運賃 中学生以上：500円
小学生及び障害者手帳の所持者：半額
未就学児：無料

運行車両 小型タクシー車両（セダンタイプ5人乗り）

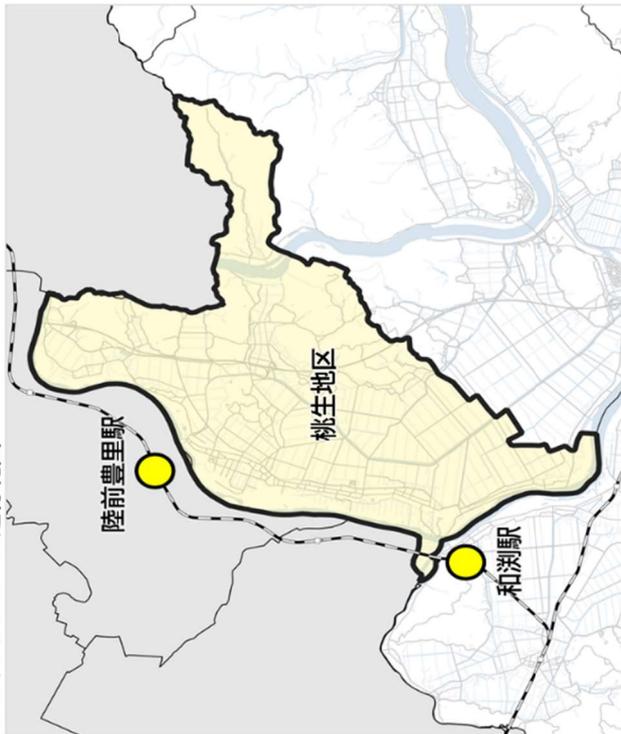
実施日 令和7年4月1日から

■ 桃生ワンコインタクシーの転換について

- 現在桃生地域全域で運行している『桃生ワンコインタクシー』について、『乗合タクシー』への転換を行う。
- なお、現状のワンコインタクシーの利用者が定着しつつあることから、利用者への影響を考慮し、できる限り現状のサービスと同様の運行体系とする。
- 現行週3日(月・水・金)の運行から、週5日(月～金)へ運行の拡大を図り、利用者に対して利便性の向上及びわかりにくさの解消を図る(『平日限定』から『平日限定』に変更することによってわかりにくさを解消)。

● 再編前(桃生ワンコインタクシー)

● 桃生ワンコインタクシーの運行範囲



● 再編後(乗合タクシー)

● 乗合タクシーの運行範囲(案)



● 桃生ワンコインタクシーの運行概要

項目	概要
運行主体	桃生地区住民バス運行協議会
事業者	株式会社桃生交通
運行形態	一般乗用旅客自動車運送事業
車両	タクシー車両(セダンタイプ)
運行区間	桃生町内、陸前豊里駅、和刈駅で乗降可能(駅は令和6年4月1日追加)
運行曜日	月曜日・水曜日・金曜日 ※祝日及び年末年始は運休
運行時間	午前 8 時～午後5時
運賃	1 運行500円(何名で利用しても500円)
利用方法	電話連絡
予約時間	利用直前までに連絡
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・1.運行4名まで乗車可能 ・1回の運行で乗降は1回のみ ・大人、子供、障がい者等に関わらず一律料金 500 円

● 乗合タクシーの運行概要(案)

項目	概要
運行主体	桃生地区住民バス運行協議会
事業者	株式会社桃生交通
運行形態	一般乗用旅客自動車運送事業
車両	タクシー車両(セダンタイプ)
運行区間	桃生町内、和刈駅で乗降可能 ※陸前豊里駅を削除
運行曜日	平日(月曜日～金曜日) ※祝日及び年末年始は運休
運行時間	午前 8 時～午後5時
運賃	1人500円(3人で乗り合った場合は1,500円)
利用方法	電話連絡
予約時間	利用直前までに連絡
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・1.運行4名まで乗車可能 ・1回の運行で乗降は1回のみ ・未就学児は無料、小学生・障がい者は半額

※赤字はワンコインタクシーからの変更箇所を示す

桃生地区住民バス運行協議会協議事項について

令和6年11月25日（月）に行われました、令和6年度桃生地区住民バス運行協議会第3回会議において、下記のとおり協議決定したので御報告いたします。

記

【協議事項】

- (1) 「桃生イオンモール石巻線」について、停留所として「石巻赤十字病院」を加えることに伴い、運賃表の改定を行う。
また、「佳景山線」の利用促進を図るため、定期券の導入を行う。
- (2) 桃生地区内限定定額タクシー「桃生ワンコインタクシー」について、更なる利便性の向上を図るため、乗合運行に変更し、週5日の運行とすることに伴い、運賃の改定を行う。

地域住民等の意見を反映させた上記内容について、特に異議がなかったことから、協議決定とし、桃生地区住民バス運行協議会決定事項として地域公共交通運賃協議会へ付議することといたします。

令和6年11月25日

桃生地区住民バス運行協議会事務局